

【家庭でできる節電のポイント】「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげ、エアコンの節電に心がけましょう。

参議院議員通常選挙についてのお知らせ

第21回参議院議員通常選挙(平成19年7月22日投票)で、当選した参議院議員の任期満了日は7月22日です。
近く、第23回参議院議員通常選挙が行われる」とから選挙の制度についてお知りせしむ。

●投票日

任期満了日前30日以内に行われます。ただし、任期満了による選挙を行つべき期間が国会の開会中または国会の閉会後23日以内にかかる場合は、国会閉会後24日以後30日以内に行われます。

●投票の種類

参議院議員通常選挙は栃木県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の二つの選挙があります。投票の仕方は次のじおりとなるま。

○栃木県選出議員選挙

候補者名を記載して投票します。

○比例代表選出議員選挙

候補者名又は政党名を記載して投票します。

●入場券

選挙の公示(投票日の17日前までに公示されます)後、世帯ごとに庄着式のはがきで郵送します。はがきをはがすように開封するに、4人分までの入場券が記載されています。投票の際には各自の入場券を切り離し、本人の入場券を持参して下さい。もし、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出下さい。



●期日前投票(投票所で宣誓書(兼請求書)の記載が必要です。)

投票日前日に仕事、旅行・冠婚葬祭等の用事があるなど、一定の事由に該当して投票に行けない方は、期日前投票ができる。

○期間 公示日の翌日から投票日前日まで

○時間 午前8時30分～午後8時

○場所 役場町民ホール(正面玄関ホール)

●点字投票・代理投票

田の不自由な方は点字で投票することができる。身体が不自由などの理由で文章を書くことができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記載して投票することができます。いずれも投票所の係員に申しださ。

●不在者投票

都道府県選舉管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(所)中の方は、その施設で不在者投票をされることが可能。詳しく述べては、入院(所)先の施設、又は町委員会にお問い合わせください。

●郵便等による不在者投票

身体に重複の障がいのある方や要介護者である方等で一定の条件に該当する方は、郵便等による不在者投票をされることが可能。郵便等による不在者投票を希望する場合には、次の手続きが必要となります。

・「郵便等投票証明書」の交付申請

・投票用紙、投票用封筒の請求

「郵便等投票証明書」の交付を希望する場合は、申込みに町委員会に申請の手続きをして下さい。また、投票用紙等の請求の期限は、投票日の4日前までです。

▼問い合わせ先

上三川町選挙管理委員会
(総務課自治行政係内)

☎(56) 9116

●不在者投票

○上三川町以外での不在者投票

長期出張等のため上三川町で投票ができない方は、滞在先で不在者投票をされることが可能。

平成25年度個人町県民税について

平成25年度町県民税は、平成24年中の所得をもとに算出したものです。
所得税法改正に伴い、平成25年度から町県民税でも生命保険料控除が見直しされました。

【生命保険料控除の見直し】

◆旧生命保険料控除制度

「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の2種類に分かれており、それぞれの控除限度額が3万5千円ずつ、合計控除限度額は7万円です。

契約日が平成23年12月31日以前の契約については、更新・転換・保障一括見直し・特約中途付加などの契約変更がない限り、24年以降も旧制度がそのまま適用されます。

年間の支払保険料	控除額
15,000円以下	支払保険料と同額
15,000円超、40,000円以下	支払保険料÷2 + 7,500円
40,000円超、70,000円以下	支払保険料÷4 + 17,500円
70,000円以上	一律 35,000円

※一般・個人年金それぞれに適用。合わせて7万円が上限



◆新生命保険料控除制度

平成24年1月1日以降に、契約締結及び契約変更(更新・転換・保障一括見直し・特約中途付加など)した分から、「介護医療保険料控除」(入院通院に伴う医療保障、介護保障)、「一般生命保険料控除」(死亡にともなう遺族補償等、生存保障)、「個人年金保険料控除」(老後保障)の3種類に分けられます。それぞれの控除限度額が2万8千円ずつ、合計控除限度額は7万円です。

年間の支払保険料	控除額
12,000円以下	支払保険料と同額
12,000円超、32,000円以下	支払保険料÷2 + 6,000円
32,000円超、56,000円以下	支払保険料÷4 + 14,000円
56,000円以上	一律 28,000円

※一般・介護医療・個人年金それぞれに適用。合わせて7万円が上限



◆旧制度と新制度の両方を契約している場合、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」については、それぞれの控除ごとにいずれか有利な方を選ぶことができます。

①旧一般生命保険料控除額、旧個人年金保険料控除が2万8千円(支払額4万2千円)以上の場合

　旧制度契約のみを選択し、3万5千円を限度に控除する。(旧制度を適用)

②旧一般生命保険料控除額、旧個人年金保険料控除が2万8千円以下の場合

　旧制度契約と新制度契約の控除額の合計で、2万8千円を限度に控除する。(新制度を適用)



Q1 今年は働いていないのに、なぜ町県民税がかかるのですか。

A1 前年中(1月～12月)の所得に対して課税されるためです。

Q2 現在は上三川町に住んでいないのになぜ上三川町に町県民税を払うのですか。

A2 1月1日(賦課期日)現在居住していた市町村で課税します。新しい住所地では、課税されません。

Q3 2月に死亡したのですが、なぜ町県民税がかかるのですか。

A3 1月1日(賦課期日)現在、住所を有する方に対して課税されます。年の途中で死亡した場合は、相続人が納付することになります。

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 56 9122